

随意契約によることとした理由

1 件名

令和6年度広報紙「ひろしま市民と市政」Web 特別号の作成・配信等業務

2 品名又は業務概要

本市の事業や施策に関する情報、市民生活に必要な情報について、デジタル端末の普及による情報収集手段の多様化に」対応し、主に若い世代、子育て世代に必要な情報を伝えるため、この世代に向けた広報戦の提案のほか、広報紙「ひろしま市民と市政」のWeb 特別号（新規記事・再編集記事）を作成し、広島市公式 SNS を（LINE、X、Facebook、Instagram、Youtube、note）などを活用して配信する。

3 契約の相手方

(1) 所在地

兵庫県神戸市中央区江戸町85番1号ベイ・ウイング神戸ビル10F

(2) 商号又は名称

株式会社イディー

4 随意契約の根拠規定等

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約とする理由

本業務の履行については、民間の優れた企画、ノウハウ、専門知識、経験等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。公募の結果、3者から提案があり、「広報紙「ひろしま市民と市政」Web 特別号の作成・配信等業務プロポーザル審査委員会」において審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。